

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の一部改正について

- 本事業が確実に実施することを図るため、**農林水産省から取組実施機関に対する指導体制の明文化及び取組実施機関から受入機関に対する指導体制の強化**。（下記1及び2）
- 飲食分野・製菓分野の営業実態を踏まえ、**対象事業所・考え方を再整理**。（下記3）
- 電子化、不要書類の見直し等**事務手続きの合理化**。（下記4）

1. 農林水産省から取組実施機関に対する指導体制の明文化

- ・農水省は、**必要に応じて是正を求める**。（第17）
- ・是正が求められた後、状況の**改善が認められるまでの間、当該学校における本事業の新たな利用を保留**。（第4の2（10））

2. 取組実施機関から受入機関に対する指導体制の強化

- ・学校からの**適切な指導に従う旨の同意書**を飲食店等から取得。（第10、様式第1号の2）

3. 対象事業所・考え方を再整理

- ・事業の対象となる事業所について、「日本標準産業分類における飲食店、菓子小売業（製造小売）、パン小売業（製造小売）、旅館・ホテル及びリゾートクラブ」であったところ、「食品衛生法に基づく**飲食店営業又は菓子製造業の許可を得ている事業所**」と改定。（第3の1、第4の1（12））

4. 事務手続きの合理化

- ・**農林水産省共通申請サービス（e-MAFF）の実装**。（第16）
- ・押印廃止、連名による通知。（様式第1号の1ほか）
- ・提出書類の見直し。（第5の2ほか）

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の改正後スキーム

農林水産省（大臣官房総括審議官（新事業・食品産業））

法務省、厚生労働省

①実習計画を
共同で申請

②実習計画を
認定

⑤受入状況
報告
(関係省庁含む)

⑥**是正措置**
(必要と認める
とき)
→新たな案件が①か
ら開始することを保留

⑨面接状況報告
(懸案事項がある場合)

⑪評価結果報告

取組実施機関（調理師養成施設、製菓衛生師養成施設等）

【要件】

- ①実習計画を策定・実施する人員体制、②健全、安定的な経営状況
- ③認定取消し又は是正措置を受けた場合、**取消し又は是正措置の原因となった事実**に照らして、その実施体制、方法が**確実に改善されている**等

⑫活動継続の適否
を通知

⑬活動終了及
び帰国を報告

③**監査及び指導**
(少なくとも半年に1回)

④受入状況
報告

⑦**監査**
(必要と認
めるとき)

受入機関（飲食店営業又は菓子製造業の許可を得ている事業所等）

【要件】

- ①実習計画を実施できる事業所、②健全、安定的な経営状況、③労働関係法令等の遵守、
- ④養成施設で修得した技術や知識を活用し、実習期間内に下ごしらえから料理の完成に至るまでの一連の作業工程が実習可能等

相談、
苦情

○実習計画の**重要な変更を
共同で申請**（次に掲げる場合）

- (1) 計画内容の変更
- (2) 受入機関の変更
- (3) 事業所の変更
- (4) 受入期間の変更
- (5) 外国調理師等の在留中の住居の変更
- (6) 修得状況の評価担当者または監査責任者の変更

⑧**面接**

(初年度は半年に1回
: 監査とは別)

⑩**評価**

(少なくとも1年に1回)

⑭本事業を終了し
た**外国人調理
師等に関する
情報を提供**

調理・製菓業務に
労働者として従事

調理・製菓の技能を
指導

外国人調理師、外国人製菓衛生師等（留学生）

【要件】

- ①素行が善良、②調理・製菓の技術の修得・普及の意思・意欲、③18歳以上等

日本食レストラン
海外普及機構